

# 延岡市工事成績評定要領

平成27年4月1日  
企画部契約管理課

## (目的)

第1条 この要領は、延岡市が発注する土木工事、建築工事及び設備工事等（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行うことにより、良質な工事を確保し、受注者の適正な選定及び技術者の指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定は、工事1件当たりの当初設計金額が130万円を超える工事について行う。

## (成績評定者)

第3条 評定は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 監督員 （延岡市契約規則第32条に規定する者をいう。）
- (2) 担当係長 （前号の監督員が所属する課室の係長職にある者をいう。）
- (3) 検査員 （延岡市契約規則第33条に規定する者をいう。）

## (評定の方法)

第4条 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごと、前条に定める成績評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績採点の配分表（別表第1）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は、細目別評定点算出表（別表第2）によるものとする。
- 4 検査員、担当係長及び監督員は、評定の結果を、工事成績評定表（様式第1号、第2号及び第3号）に、それぞれ記録するものとする。
- 5 評定にあたっては、別紙－4の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙－5「施工プロセスのチェックリスト」に沿って行うものとする。また、工事における「創意工夫」及び「社会性等」に関して、受注者から当該工事の実施状況に係る資料の提出を受けた場合は、これを考慮するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定の実施時期については、第3条第1号及び第2号に掲げる者にあつては当該工事の工事契約の給付が完了したとき、同条第3号に掲げる者にあつては当該工事の工事契約の給付完了による検査を実施したときとする。

(評定表の提出)

第6条 評定の終了後は、当該工事成績評定表を速やかに契約管理課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 工事執行課(室)の長は、当該工事の受注者に、工事成績評定通知書(様式第4号)により、成績評定点を遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 工事執行課(室)の長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、当該評定を修正するものとする。

2 工事執行課(室)の長は、前項の規定により評定の修正を行ったときは、その旨を遅滞なく、受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条第2項の通知を受けた受注者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(延岡市の休日を定める条例(平成3年3月28日条例第1号)第2条に規定する休日を除く。以下同じ。)以内に、書面により、工事執行課(室)の長に対して、当該評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事執行課(室)の長は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、工事成績評定に係る説明書(様式第6号)により回答するものとする。ただし、工事執行課(室)の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、工事執行課(室)の長は、当該受注者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。

3 工事執行課(室)の長は、第8条第2項の通知及び前項の回答を行う場合は、契約管理課長に協議するものとする。

(評定の活用)

第10条 評定の結果は、次に掲げる業務に活用するものとする。

- (1) 競争入札参加資格の審査業務
- (2) 指名競争入札に参加する者の選定業務
- (3) 随意契約の相手方の選定業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該成績評定が有効に活用できると認められる業務

附 則

1. この要領は、平成27年4月1日から施行する。
2. 延岡市工事成績評定要領（平成14年4月1日定め）は、廃止する。